

令和5年度

第32回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年1月25日

東松島市農業委員会

令和5年度第32回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年1月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 東松島市貸借料情報について

日程第5 報告事項3 令和5年農作業料金・農業労賃について

日程第6 議案第1号 非農地証明願について

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤祥
4番	熊谷奨	5番	阿部喜生	6番	秋本まゆみ
7番	小山静子	8番	大山道保	9番	浅野喜代志
10番	安部俊郎	11番	—	12番	小岩敏幸
13番	大崎康	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
11番	本田幸男				

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐兼農地係長 安倍浩司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第32回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより第32回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、1番門馬宏之委員、4番熊谷奨委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、赤井字西田302-2、2,040㎡、解約届出日は令和5年12月15日、耕作期間の変更のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、赤井字川前230-1、279のうち81.10㎡ 外 計2筆で972のうち91.43㎡、解約届出日は令和5年12月19日、公共買収（市道）のため賃貸借契約の解約でございます。
その3、赤井字川前21-2、157のうち1.97㎡、解約届出日は令和5年12月19日、公共買収（市道）のため賃貸借契約の解約でございます。
その4、矢本字二反走115、1,000㎡ 外 計2筆で2,000㎡、解約届出日は令和5年12月22日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。
その5、赤井字川前212-1、1,009のうち50.23㎡、解約届出日は令和5年12月26日、公共買収（市道）のため賃貸借契約の解約でございます。
その6、小松字梅堀236、1,000㎡ 外 計5筆で5,000㎡、解約届出日は令和5年12

月26日、中間管理権設定のため使用貸借契約の解約でございます。

その7、小松字柳田248-4、1、847㎡、解約届出日は令和5年12月26日、耕作者変更のため貸借契約の解約でございます。

その8、上下堤字南89、1、646㎡、解約届出日は令和6年1月5日、耕作者変更のため貸借契約の解約でございます。

その9、大曲字堰南46、1、021㎡ 外 計3筆で3,046㎡、解約届出日は令和5年12月27日、受け手出し手の協議の結果、貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 東松島市賃借料情報について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の3ページをご覧ください。東松島市賃借料情報について、ご報告いたします。

令和5年1月から12月までに締結（公告）された貸借における賃借料水準（10aあたり）は、市全体では9,400円となっております。賃借料を物納としている場合は、60kgあたり12,000円（令和5年産米概算金）を基に算出しております。また、100円未満は四捨五入しております。

なお、地区別では矢本地区は11,600円、鳴瀬地区は6,600円となっております。

地区別の最高額・最低額、前年度額・前年度比についてはご覧のとおりです。

また、賃借料の参考として提供するものですので、実際の契約時には貸し手借り手両者で協議の上決定するものとなります。

説明は以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第5、報告事項3 令和5年農作業料金・農業労賃について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の4ページをご覧ください。令和5年農作業料金・農業労賃について、ご報告いたします。

（資料を基に朗読説明）

説明は以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第6、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の5ページをご覧ください。

その1、小松字沖砂利前319-1、469㎡、農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、昭和33年頃に兄が住宅を隣接地に建築した当時から、公道から屋敷地へ出入りするための通路及び庭として利用してきた土地であり、今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。位置図は6ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員3番 佐藤祥委員の聞き取り調査報告をお願いいたします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月19日。転用された日は、昭和33年頃で、現在の利用状況は、宅地です。転用した理由は、居宅を新築するにあたり地目を畑から宅地に転用したいとのことです。今後も農地としての利用はないとのことです。総合意見としては適当です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○事務局長： 議案の7ページをご覧ください。

その1、上下堤字南75、225㎡、3年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の

理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻です。通作距離については約1 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、上下堤字長沢66―2、287㎡、売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月21日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は、相手方要望。受け手の理由は耕作利便。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営となります。通作距離は約0.1 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小松字上砂利田260—2、201㎡ 外 計7筆で6,411㎡、5年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月21日。権利の種類は、使用貸借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、規模拡大、相手方要望。農地の効率的な利用は適当。農機具の保有状況、労働力は出し手の協力を得ながら行うとのことで、いずれも適当。農業経営の内容は、水稲となります。通作距離は約3.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、大曲字寺沼153—11、1,070㎡、売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月24日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は、急な出費のため。受け手の理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営となります。通作距離は約2.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、上程いたします。その1とその2は関連がありますので一括で事務局より説明願います。

○局長補佐： その1とその2について、矢本字上沢目122—1、1、897㎡及び同123—1、906㎡。宮城県が発注した上沢目林地荒廃防止施設災害復旧外工事の事業期間の延伸に伴うものです。今回の変更承認申請は令和6年2月22日までとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その1及びその2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定について、その1、その2は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その1、小松字向田29—1、971㎡ 外 計3筆 2,913㎡。借賃は、物納で180kg、期間については、令和6年2月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その2、小松字中江下40、1,021㎡ 外 計9筆で9,042㎡。借賃は、物納で540kg。期間については、令和6年2月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、いずれも令和6年1月19日。権利の種類は、いずれも賃借権設定。出し手理由は、その1は労力不足、その2は規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるか

は、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1 km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小松字柳田248—4、1、847㎡。借賃は、物納で120kg。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員2番 鈴木仁逸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、耕作者変更。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1.5km。農業経営の内容は、水稻・露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。

次に、その4からその8については、関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その4、赤井字中新丁182、3、000㎡ 外 計7筆で13,202㎡。借賃は、金納

で159,000円。期間については、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その5、赤井字西田302-2、2,040㎡。借賃は、金納で24,000円。期間については、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その6、赤井字中新丁168、3,000㎡ 外 計2筆で5,000㎡。借賃は、物納で300kg。期間については、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その7、赤井字西田307-4、4,098㎡。借賃は、金納で50,000円。期間については、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

その8、赤井字西田307-2、1,490㎡。借賃は、金納で18,000円。期間については、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、いずれも令和6年1月22日。権利の種類は、いずれも賃借権設定。

出し手理由は、その1は、高齢のためと農機具が壊れたため。その2は、高齢のためと農機具が壊れたため、耕作期間変更。その3は、体調不良のため労力不足。その4及びその5は受け手を変更したため。受け手理由は、いずれも規模拡大及び相手方要望によるもの。

農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。農業経営の内容は、水稻・露地野菜・施設野菜の複合経営です。

通作距離はいずれも0.5～1km以内です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4からその8を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4からその8を承認することに決定します。次に、その9を事務局から説明願います。

○事務局長： その9、赤井字川前三385-1、3,813㎡。借賃は、金納で81,630円。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員ですが、本日欠席ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年1月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻・飼料作物・大豆の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その9を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その9を承認することに決定します。

次に、その10、その11については、関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その10、上下堤字南88、1、441㎡。借賃は、物納で43kg。期間については、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間となります。

その11、上下堤字南89、1、646㎡。借賃は、物納で49kg。期間については、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、いずれも令和6年1月21日。権利の種類は、いずれも賃借権設定。

出し手理由は、いずれも労力不足。受け手理由は、いずれも相手方要望。

農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

通作距離はいずれも約1kmです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その10及びその11を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その10及びその11を承認することに決定します。
次に、その12からその22は再設定となりますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長：その12、小松字明神下263、1,021㎡、外計15筆で14,868㎡。借賃は、物納で875kg。期間は、令和6年2月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

その13、小松字向田247、1,021㎡、外計2筆で2,065㎡。借賃は、物納で120kg。期間は、令和6年2月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

その14、赤井字川前四397-3、3,900㎡、外計2筆で6,400㎡。借賃は、物納で375kg。期間は、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

その15、赤井字川前四397-1、3,840㎡。借賃は、物納で230kg。期間は、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

その16、赤井字川前四397-2、3,476㎡。借賃は、物納で205kg。期間は、令和6年2月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

その17、赤井字中新丁116、3,000㎡。借賃は、金納で60,000円。令和6年2月1日から令和8年1月31日までの2年間です。

その18、赤井字北田370-3、2,075㎡。借賃は、物納で240kg。令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間です。

その19、赤井字北田370-4、2,075㎡。借賃は、物納で240kg。令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間です。

その20、赤井字北浦492-2、5,361㎡。借賃は、物納で330kg。令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間です。

その21、大塩字新裏25-1、915㎡。借賃は、金納で11,000円。令和6年2月1日から令和18年3月31日までの12年間です。

その22、大塩字餅田149-2、2,158㎡ 外計5筆 10,920㎡。借賃は、金納で131,000円。令和6年2月1日から令和18年3月31日までの12年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その12からその22を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その12からその22を承認することに決定します。
次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1、その2までは関連がありますので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小松字里前275—1、8、518㎡ 外 計5筆 10,730㎡。借賃は、金納で107,300円。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

その2、小松字谷地133、698㎡ 外 計2筆 1,064㎡。借賃は、なし。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。

次に、その3、その4は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その3、小松字向田102、1,021㎡ 外 計7筆 17,896㎡。借賃は、金納で232,648円。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

その4、小松字池の内79—1、644㎡。借賃は、なし。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3及びその4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3及びその4を承認することに決定します。

次に、その5を事務局より説明願います。

○事務局長： その5、小松字鷹の池18—7、142㎡ 外 計4筆 2,639㎡。借賃は、金納で26,390円。期間については、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5及を承認することに決定します。
次に、農地中間管理事業の一括方式にかかる賃借権による権利の移転を上程します。
それでは、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字南三316、1、399㎡、外 計2筆で2、420㎡、借賃は物納で110kgです。期間は県公告の翌日から令和8年6月30日までの2年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字新南146—1、140㎡、外 計7筆で6、173㎡、借賃は物納で280kg。期間は県公告の翌日から令和8年6月30日までの2年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、赤井字新南141、829㎡、外 計5筆で3, 197㎡、借賃は物納で180kg。期間は県公告の翌日から令和8年11月30日までの3年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
次に、日程第10、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を上程いたします。
事務局より説明願います。

○事務局長： 資料については、18、19ページをご覧ください。
令和5年8月から9月末にかけて、農地利用最適化推進委員及び農業委員に実施していただいた農地利用状況調査において、山林原野（原野や森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる農地）と判断された農地について、所有者へ利用意向調査を実施し、その回答の結果、農地として利用する意向がない土地について、非農地としての判断を求め上程したものであります。
37筆、27, 783㎡となります。
以上、審議をよろしく願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○大崎康委員： 非農地通知書を発送する際は、何か同封しているのですか。

○事務局長： 法務局での地目変更登記手続きを促すために、登記申請書や法務局の連絡先等、また未相続だった場合や現住所が登記簿記載の所有者住所と異なる場合等、いくつか事例ごとに手続き方法を記載した法務局作成のチラシも同封しております。

○議長（佐藤栄宏会長）： 他に、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第32回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時50分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年1月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 1番 川原 宏之

署名委員 4番 能谷 奨